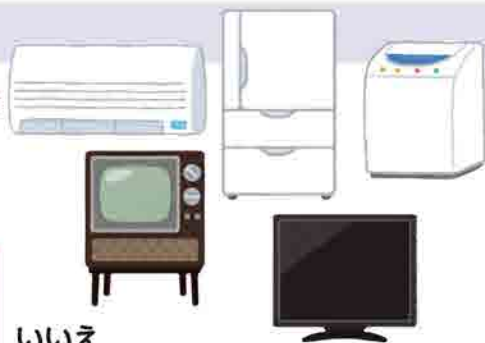


市では収集・処理できないもの

※解体しても、収集できません。

家電4品目

テレビ（ブラウン管・液晶）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法の対象となり、メーカーによるリサイクルルートで処理されています。



★対象家電の処分方法

家電リサイクル法の対象製品ですか？
下記電話または右のQRコードから確認してください。

▼家電リサイクル券センター

電話：0120-319-640 または 03-5249-3455(有料)
受付時間：月～土曜日 9:00～18:00



いいえ

処分方法について、ごみ減量課
にお問合せください。

はい

買い替えによる処分ですか？

はい

方法
1

購入時にお店に引き取ってもらう（料金のお問合せはお店へ）か、指定引取場所へ持ち込む

いいえ

処分したい製品の引取りを、以前に購入したお店に依頼できますか？

はい

方法
2

以前購入したお店に引き取ってもらう（料金のお問合せはお店へ）

いいえ

指定引取場所または市清掃工場へ持ち込みできますか？

※購入店でなくとも、有料で引取りのサービスを行っている家電小売店があります。詳しくは、各店舗にご確認ください。

はい

方法3 指定引取場所または市清掃工場への持込方法

- (1)処分したい製品について、以下の2点をメモする。
①メーカー名 ②テレビについては画面サイズ(インチ表示)、冷蔵庫・冷凍庫については内容積(全容積リットル表示)
- (2)最寄りの郵便局窓口にて、リサイクル料金を支払う。（別途振込手数料が必要）
リサイクル料金は、上記①②により異なります。郵便局以外でリサイクル料金は支払いできません。
- (3)指定引取場所または市清掃工場へ直接お持ち込みください。
①処分したい製品 ②振替払込受付証明書またはご利用明細票を貼付けたリサイクル券

いいえ

指定引取場所 ※水戸市内にはありません。

① 株ヤマガタ勝田配送センター ② 株丸羽ロジテック清水倉庫

ひたちなか市佐和1395-2 ひたちなか市高場1608-20

指定引取場所ごとに営業日などを確認の上、お持ち込みください。

<https://www.rkc.aeha.or.jp/consumer>



市清掃工場
「えこみっと」

1台につき指定引取場所までの運搬料金2,000円が必要
令和8年4月から3,000円(+1,000円)リサイクル料金を支払い済みのものに限る。

方法4 水戸市一般廃棄物収集運搬業許可業者に引取り依頼

市ホームページ掲載の水戸市一般廃棄物収集運搬業許可業者または水戸市環境整備事業協同組合（電話029-305-0088）にご相談ください。引取りの際にはリサイクル料金に加え、収集・運搬料金がかかります。

営業時間10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

※上記業者以外に依頼すると、法外な料金を請求されたり、不法投棄を招いたりするおそれがありますのでご注意ください。

市では収集・処理できないもの

※解体しても、収集できません。

パソコン・ディスプレイ

資源有効利用促進法により、メーカーが回収しています。



ノートパソコン



液晶・CRTディスプレイ



デスクトップ型

※周辺機器

- プリンター ○キーボード
- マウス など



「燃えないごみ」で出してください。

▼メーカーが分かる場合

→ 各メーカーに連絡し、メーカーの指示に従ってリサイクルしてください。

▼メーカーが分からない場合、自作パソコン等のためメーカーがない場合

→ 一般社団法人パソコン3R推進協会（電話：03-5282-7685）にお問合せください。

消火器



左のイラストのような一般的な消火器



▼買替えの場合→

買替えの際に、処分について事前確認の上、販売店へご依頼ください。

▼上記以外の場合→

市内の「特定窓口」に、直接持ち込むか収集を依頼してください。

※投げ込み式・投てき型消火用具

形式が多様のため、メーカーのホームページなどで廃棄方法を確認してください。

※エアゾール式簡易消火具（スプレー式消火器）

内部の薬剤と圧力を抜いて、他のスプレー缶と同様に、「有害ごみ」で出してください。

市内の「特定窓口」は、上記QRコードを参照、または消火器リサイクル推進センター（電話：03-5829-6773 受付時間は休日を除く月～金曜日9:00～12:00、13:00～17:00）にお問合せください。

農業用使用済みプラスチック

農業用塩化ビニールフィルム・ポリエチレンフィルムなど

下記協会で回収できるものがあります。

詳細は下記へお問合せください。

問合せ先

水戸市農業用プラスチック処理協議会（JA水戸予冷センター内、電話：029-252-2525）

または 水戸市農産振興課（電話：029-259-2212）



※家庭菜園用

左記の処分方法には該当しません。

プラスチック類は、

「燃えるごみ」で

出してください。



オートバイ・原付バイク

販売店にご相談、または二輪車リサイクルコールセンター

（電話：050-3000-0727 受付時間は休日を除く月～金曜日9:30～17:00）にお問合せください。

事業所から出る全てのごみ

事業所から出る全てのごみは、法に基づき自らの責任において適正に処理する必要があり、**市が収集する集積所には出せません**。対象になるのは、大規模な事業所ばかりでなく、商店、事務所など**法人個人を問わず事業活動を行う全ての者**です。

事業系一般廃棄物

産業廃棄物に該当しないもの

▼自己搬入の場合 → 市ホームページを確認の上、分別してから搬入

▼収集希望の場合 → 市ホームページ掲載の水戸市一般廃棄物収集運搬業許可業者

または水戸市環境整備事業協同組合（電話：029-305-0088）にご相談ください。

※資源物は、下記資源回収業者に処理を依頼することもできます。

水戸市再資源化事業協同組合（電話：029-269-4165）

産業廃棄物（20種類）

▼市清掃工場に搬入することはできません。

▼産業廃棄物の収集運搬及び処分については産業廃棄物収集運搬業許可業者及び産業廃棄物処分業許可業者へご依頼ください。

または（一社）茨城県産業資源循環協会（電話：029-301-7100）にご相談ください。

市では収集・処理できないもの

一時多量ごみ

引越し、大掃除などで一時的に多量に出るごみは、以下の表のとりの取扱いとなります。
一時多量ごみと判断できる場合は収集できない場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

ごみの種類	処理方法			備考
	5袋(券)まで	6~10袋(券)まで	11袋(券)以上	
通常ごみ (収集できるもの)	集積所へ	清掃工場に自己搬入 または 水戸市一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼 または 水戸市環境整備事業協同組合(029-305-0088)に相談		※ごみ袋及び処理券両方の場合は、あわせて5袋(券)までです。 ※6袋(券)以上の場合には5袋(券)ずつ、数回に分けて集積所に出してください。
剪定枝 ・ 雑草	集積所へ	清掃事務所へ 連絡のうえ 集積所へ	清掃工場に自己搬入 または 許可業者に依頼	※剪定枝及び雑草両方の場合は、あわせて10袋(券)までです。 ※11袋(券)以上の場合には10袋(券)ずつ、数回に分けて集積所に出すか、清掃工場に自己搬入または許可業者に依頼してください。

※ 集積所の設置場所や大きさによっては、歩行者や車の通行の妨げになるので、1回に出す袋数を少なくする調整をしてください。

市清掃工場で処理できないごみ

自然物など

- ・石、土砂、灰
- ・土
- ・石灰
- ・肥料
- ・塩化カルシウム
など



建築資材(廃材を含む)

- ・コンクリート ・レンガ ・瓦
- ・建築廃材 ・流し台
- ・人工大理石
- ・断熱材
- ・モルタル ・セメント
など



大型の充電式電池

- ・自動車のバッテリー
- ・ポータブル電源
など



大型のトレーニング機器・健康器具

- ・ダンベル・バーベル
- ・ウォーキングマシン ・ランニングマシン
- ・マッサージチェア ・エアロバイク など



医療廃棄物

- ・注射器、注射針など



その他

- ・自動車部品、ピアノ、金庫 ・エンジン付きの農耕具等
- ・冷媒(フロンガス)やオイル(オイルヒーターを含む)
の入っている製品 ・事務用スチール机
- ・スチールロッカー ・屋外物置(解体しても不可)
- ・ワイヤー ・タイヤ ・ミシン(足踏み式)
- ・金属パイプ、単管パイプ、塩ビパイプ、
- ・FRP製品(繊維強化プラスチック)
など

